

「メタンハイドレート開発促進事業」の評価指定の 適否に関する検討の経緯

第51回評価専門調査会（平成18年1月26日）において、「メタンハイドレート開発促進事業」について、総合科学技術会議が評価を行う研究開発に指定すべきか否かの調査・検討を開始した。経済産業省からの研究開発の内容、進捗状況の説明に基づいて、質疑応答と討議が実施され、併せて専門員より書面による追加意見・質問が寄せられた。

1. 対象

今回の調査・検討では、平成18年度概算要求における科学技術関係施策の優先順位付けにおいて下記の留意事項がとりまとめられたことから、「メタンハイドレートの開発促進事業」を対象とした。

「メタンハイドレート開発促進事業」に対する留意事項 抜粋

平成18年度は第一期間の当初予定最終年度であり、今後の研究実施に関する決定を慎重に行う必要があるため、外部に開かれた厳正な評価を実施する観点から、早急に「総合科学技術会議が行う国家的に重要な研究開発の評価」の実施が適切かどうかを検討する。

* 優先順位付けにおける留意事項に関する経緯等

平成17年7月に取りまとめられた産業構造審議会産業技術分科会評価小委員会報告書において、「フェーズ1において、第二回陸上産出試験の実施の可否を含め、平成15年度東海沖～熊野灘の基礎試錐の結果を十分に解析・検討する方針は妥当であり、場合によってはフェーズ1の期間延長は止むを得ないと考える」との指摘がなされていたが、平成18年度概算要求を対象としている優先順位付けにおいては、平成19年度以降の2年延長に関して、『2年間の遅延を理由として総合科学技術会議が指定して行う評価指定の適否について調査・検討を行う』と留意事項に直接記述することは困難であった。

2. 調査・検討の経過

平成18年1月26日 第51回評価専門調査会
経済産業省ヒヤリング・質疑応答・討議
2月3日 追加意見・質問等の締切り
2月9日 経済産業省に対して追加質問書を送付